

L P ガス容器盗難予防強化月間実施要綱

令和3年6月18日

一般社団法人 秋田県L P ガス協会

1. 目的

L P ガス容器盗難が県内において継続的に発生していること及び盗難が一部地域に集中している傾向に鑑み、関係機関と共に類似案件の未然防止の注意喚起を図り盗難容器の発見、関連情報収集等について強化する期間を設けることとする。

2. 対象地域

県内全域とするが特に多発している三種町を重点地域とする。

- (1) 関係機関 能代警察署 三種町 (町民生活課)
- (2) L P ガス関係者 全県 一般社団法人秋田県L P ガス協会会員 (273社)
能代山本エリア 同地区L P ガス協議会会員 (23社)
同地区 三種町会員 (6社)

3. 期間 7月1日～7月31日

4. 具体的内容

- (1) 報道 (TV・新聞) 各社へ報道発表 (6月28日 (月) 14時～)

※ 当会顧問弁護士同席の上で記者発表 (県庁記者クラブ)

【 当会顧問弁護士：山本隆弘 (秋田県弁護士会会長) 】

- (2) 注意喚起の実施

- ① L P ガス事業者の消費者への声掛け (配送・検針・集金等)
- ② 町広報誌等への掲載 (三種町7月1日付)
- ③ チラシの作成配布 → 三種町内公共施設 (役場関連・自治会) への貼付

- (3) 注意喚起重点消費者

- ① たまにより人がおらない建物 (集会所 (自治会館)・倉庫)
- ② 夜間不在となる建物 (会社事務所・工場)
- ③ 長期不在者宅 (一軒屋)

- (4) 見かけないL P ガス積載車 (積載本数が1～2本程度)

5. 不審な人物又は車両を見かけたときは最寄りの警察署に連絡願う